

酒々井町住民公益活動補助金制度 Q&A

Q 補助金の目的は何？

A 補助金の目的は・・・

- ① 自由で自発的な公益活動にあたる住民活動を支援する。
- ② 住民参加による、地域社会の発展及び協働のまちづくりの推進に資する。
- ③ 酒々井町補助金等交付規則（昭和35年酒々井町規則第3号）に基づく

Q 公益ってなに？

A 不特定かつ多数の者の利益（利益の分配が公共性を帯びる）

※「町民の利益」とは原則として「町内全域で活動することで『全町民の利益』となる」という考え方ですが、「多くの町民が参加できる」「多くの町民が知ることができる」ことも「町民の利益」と考えられます。

特定の地域だけで活動した場合、その地域の町民または個人が利益を得ることは「住民公益活動」とは言えません。

Q 協働ってなに？

A 町民のみなさんと行政（または、団体と団体等）が、対等な立場で役割と責任を担い合い、互いの能力を発揮しながら、公共の課題の効果的な解決に向け、連携・協力すること

Q だれが応募できるのですか？

A 補助金交付要綱第2条で「住民公益活動団体での応募」とされています。個人での応募はできません。

（応募できる団体は次のとおりです。）

町内に在住、在勤及び在学していて、5人以上で構成されている団体で、活動拠点が町内にあり、かつ、町内において活動している団体。

※下記の団体は除く

- ① 政治目的、宗教目的、営利目的の団体
- ② 他の補助金等の交付を受けている団体
- ③ 公序良俗に反すると認められる団体

Q 自治会・町内会で、地区内の公園の草取りや防犯活動をしたいので応募したい。

A 自治会・町内会で自区域内のみを対象としている事業は「自治振興助成金」が交付されているので対象外です。

Q 町内全域での活動は難しいのですが…

A 「〇〇駅周辺」「〇〇公園」等、特定の地域だけの活動は対象外ですが、「〇〇小学校区」など広い範囲で活動し、文化財や里山景観など「町民の財産」に係るものは対象となります。

詳しくは住民協働課活動推進班へお問い合わせください。

Q 地域の道路環境整備のための原材料費は対象ですか？

A 対象外です。町道・赤道等については道路管理者に相談してください。
私道についても対象外です。

Q 集会所等の修理をしたいのですが？

A 集会所等の修理は「地区集会所等補助金」があるので対象外です。

Q 団体の確認方法は？

A 添付書類で確認します。

※確認事項

①規約 ②団体の構成員名簿 ③申請時までの事業実績 ④活動計画（新規設立時のみ）

Q 補助の対象事業は？

A ①公益事業であること（事業内容については別記参照）
②町内で実施すること
③当該年度内に実施すること

Q すでに実施している事業も応募の対象となるの？

A 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに実施される分を対象とします。

Q 団体の事務所経費に使えるの？

A 補助金交付要綱第4条の規定により、**使えません。**

Q だれが審査するの？

A **審査委員会**が審査します。

※審査委員会の審査後に結果を町長に報告し、町長が決定します。

Q 審査内容は？

A 住民活動団体の設立目的、自主的な企画立案か、事業の必要性・先駆性・波及効果などを総合的に判断します。

また、審査委員会時に、どのような事業（下記参照）か説明をしていただきます。

- ・事業計画の明確性
- ・事業過程の妥当性及び事業の自立性
- ・収支計画の明確性
- ・事業費の妥当性
- ・多くの町民が参加できるか等

Q 補助金の額は？

A 補助金は、対象事業費の3分の2以内（20万円限度）または、対象事業費の6分の5以内（10万円限度、少ない自己負担額でも実施できます）の2通りから選べます。

例1）対象事業費15万円以上の場合（対象事業費の3分の2以内、20万円限度）

総事業費100万円 うち補助対象60万円 補助額20万円

$60万円 \times 2/3 = 40万円$ 上限20万円

例2) 対象事業費15万円未満の場合(対象事業費の6分の5以内、10万円限度)

総事業費 30万円 うち補助対象12万円 補助額10万円

$12万円 \times 5/6 = 10万円$ 上限10万円

Q 毎年貰えるの？

A 補助金交付要綱第4条第2項の規定により、1団体1事業につき、**連続3回まで補助対象**とします。

ただし、申請・審査は毎年実施しますので、毎年補助されるかは、事業の内容次第となります。

Q 事業が計画通りでできなかったんだけど、1度もらった補助金は返さなくていいの？

A 補助金交付要綱第14条の規定に基づいた概算払いによる交付を受けた場合は、実績報告時に精査・再計算され、対象事業費が交付決定時より少ない場合は、その差額を返還することになります。

Q イベントを1回だけ開催したいのですが？

A **イベントだけの事業は対象外**です。事業の1つとしてイベントが位置づけられる必要があります。

Q 発表会を行いたいので補助金をもらえますか？

A **サークル団体が行う事業は対象外**です。

※多数の町民が参加できても、芸能・芸術・「〇〇教室」など、趣味の要素が強い活動内容は「サークル団体」となります。

Q 過去に好評だった事業を再び行いたいのですが？

A 年数を経過していても**同じ内容の事業は対象外**です。1事業につき補助金を1年でも交付されている場合は「その事業と同じことはできない」こととなります。

Q なぜ3年以上の長期事業計画が必要なのですか？

A 「住民公益活動団体として運営されること」「単発で事業を行うための団体でないこと」を確認するため、**第1回目の申請時のみ提出**していただきます。

事業開始から3年分(令和5年度～7年度)の事業の概略、予算の見込みを記載してください。

Q 有志で活動していますが規則はありません、団体を作れば応募できるの？

A **継続的な活動をしている団体**が対象です。

ただし、申請までに規則を整え、団体として活動実績を提示できれば応募できますので、申請前に住民協働課 活動推進班までご相談ください。